平成２５年（フ）第１４２８７号
東京都中野区中野１丁目41―51―201
債務者　間宮　淳平
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７６３号
東京都板橋区上板橋３丁目23―５―403
債務者　宮本　　久
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７６４号
東京都板橋区上板橋３丁目23―５―403
債務者　宮本　尚子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７７６号
東京都世田谷区等々力５丁目24―12　グリーンハイツ２―202
債務者　羽入田美雪
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５号
栃木県足利市毛野新町４丁目43番地　毛野第二団地1103―５
債務者　植竹　　仁
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第４２号
栃木県足利市南大町245番地２　ファーストハイツ202、前住所栃木県足利市今福町347番地１　今福コーポ751
債務者　加藤　正子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第３０５号
東京都国分寺市東元町３丁目28番２号キャッスルハウス田園203
債務者　西脇　　守
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４４号
東京都八王子市別所１丁目31番地４―102
債務者　石坂　　肇
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４５号
東京都八王子市別所１丁目31番地４―102
債務者　石坂本子こと　許　　本子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２７号
富山県魚津市北鬼江1082番地６
破産者　浦島　康弘
1　決定年月日　平成26年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第４７号
山口県萩市大字東田町34番地
破産者　有限会社丸三
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第５号
千葉県佐倉市江原台２丁目17番地４　ビラ兼坂Ｂ202、開始決定時の住所千葉県佐倉市王子台３丁目９番地16
破産者　小池　春美
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３５０号
群馬県前橋市元総社町１丁目５番地９
破産者　有限会社セッション
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４１号
埼玉県入間市大字小谷田765番地15
破産者　有限会社日生石材店
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２４０号
千葉県佐倉市六崎1115番地１　ＭＭ21―104、開始決定時の住所千葉県佐倉市城204番地302
破産者　宮地　直樹
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６８８号
静岡県焼津市大住491番地
破産者　有限会社日東清水
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７０２号
京都市伏見区下鳥羽南柳長町67番地株式会社みやこ工芸社内
破産者　Ｍ・Ｓ・Ｐ株式会社
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄7138番地８
破産者　株式会社富永建設
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部